甲良町過疎地域持続的発展計画の変更について（公表）

　甲良町過疎地域持続的発展計画について、下記のとおり変更を行ったので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条第10項により準用する同条第８項の規定に基づき公表します。

記

【議決日：令和６年３月６日】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更箇所  （変更後計画の頁、行等） | 変更後 | 変更前 |
| P26  ２０行目 | また、公営住宅についても、現状老朽化が進んでいるため、修繕、改修や除却を行っていく必要があります。 | また、公営住宅についても、現状老朽化が進んでいるため、改修を行っていく必要があります。 |
| P28  ２９行目 | 公営住宅修繕・改修・除却事業 | 公営住宅修繕・改修事業 |